

家族法制部会第1回会議・議事速報

令和3(2021)年3月30日、法制審議会・家族法制部会の第1回会議が、法務省内で開催された(ウェブ会議システムを併用して開催)。

家族法制部会は、令和3(2021)年2月10日に開催された法制審議会第189回会議(総会)において、法務大臣から、「父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益の確保等の観点から、離婚及びこれに関連する制度に関する規定等を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」との諮問がされた(諮問第113号)ことを受け、その調査審議のために設置されたものである。

家族法制部会は、民事法の研究者や実務家、社会学・心理学等の専門家、支援団体関係者、学識経験者等からなる委員・幹事で構成されている(第1回会議時点で、委員24名、幹事12名)。

第1回会議では、部会設置の経緯等について説明が行われた後、互選に基づき大村敦志委員(学習院大学法科大学院教授)が部会長に選出され、部会長により窪田充見委員(神戸大学大学院法学研究科教授)が部会長代理に指名された。

その後、委員・幹事の間で、離婚及びこれに関連する制度の見直しに関し、部会資料1を参考にしつつ、フリー・ディスカッション形式により、①基本的な視点、②考えられる検討事項、③検討事項に関するアプローチ等についての意見交換が行われた。ほぼ全ての委員・幹事から発言があり、父母の離婚に伴う子の養育の在り方や未成年養子制度、財産分与制度等に関して様々な意見が述べられた。

その中では、父母の離婚等に伴って影響を受ける子の立場に配慮し、子の利益を最優先に考える必要があるという指摘や、今後の議論に当たって、離婚前後に親子や父母が置かれている実態を調査・把握し、それを踏まえた検討を行う必要があるとの指摘が複数出された。このほか、例えば、父母の離婚に伴う子の養育の在り方に関しては、①子の監護について必要な事項(養育費、面会交流等)の取決めや、②父母の離婚後の子の養育への父母の関与の態様、③子の養育における子の意思や意見の反映、④子の養育に関する法的概念の整理等について、子の利益の確保の観点やその他に必要と考えられる観点、あるいは検討が必要と考えられる具体的論点等について幅広く意見交換がされた。

引き続き、家族法制部会の今後の進め方に関し、議論の方法や優先順序等について意見が出されたが、まずは実態を把握するためのヒアリングを行う必要があるとの意見が出され、今回は、幅広くヒアリングを実施するとの方針が確認された。

※本速報は、事務局の責任で、部会の議事結果のあらましを、速報として、日本語・英語で随時に提供するものである。追って、議事録(日本語)を公開する予定である。